

第10期 登別市分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

令和4年度6月策定

登別市 市民生活部 環境対策グループ

目 次

1. 計画策定の意義.....	1
2. 基本的方向.....	1
3. 計画期間.....	1
4. 対象品目.....	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
（1）3R活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発.....	2
（2）分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集・処理のリサイクルの効 率化.....	2
（3）廃棄物適正処理の推進.....	3
（4）グリーン購入の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策.....	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物 の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込み（法第8条第2項第4号）	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込みの算定方法.....	7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号関係）	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号関 係）	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	10

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済及びライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」（以下、「法」という。）及び「登別市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりとする。

- （１）ごみの発生抑制　：発生するごみ量を可能な限り少なくする。
- （２）ごみの排出抑制　：排出するごみ量を可能な限り少なくする。
- （３）ごみの再生利用　：排出されたごみのリサイクルを総合的に推進する。
- （４）ごみの適正処理　：環境保全に配慮した適正な処理体系を確立する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、ペットボトルを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

表5-1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（単位：[t]）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
見 込 量	3,369	3,318	3,208	3,223	3,173

※町内会等の集団回収等を除く

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民・事業者・市がそれぞれの役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら取り組むことが重要である。

（1）3R活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発

- ・環境保全をテーマとする記事の広報誌への掲載や意識啓発用パンフレットの発行、市民の環境意識の高揚、環境にやさしいライフスタイルの普及に努めます。
- ・市民の環境意識の高揚のため、環境に関する講演やイベントを企画します。
- ・事業者の、職場における環境教育を支援します。
- ・出前講座やリサイクルまつり等を通じて市民に対し、ごみ減量、資源化について啓発を実施します。
- ・広報等により、マイバッグ運動、リターナブルびんやリターナブル容器の使用、エコマーク商品の購入等、ごみを出さない取り組みや省資源に関わる取り組みの啓発に努めます。
- ・生ごみを減量するため、生ごみ処理容器等の購入補助について検討します。

（2）分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集・処理のリサイクルの効率化

- ・市民が積極的にごみ焼却場等を見学する機会を設け、分別の重要性について啓発します。
- ・資源回収団体等奨励金支給制度の推進に努めます。
- ・トレイ・紙パック等の資源回収事業(店頭回収)の協力を努めるよう啓発します。
- ・クリーンリーダーの研修と情報交換を実施し、地域でのごみの発生・排出抑

制についての活動を推進します。

- ・生ごみの排出時の水切りを徹底するよう啓発します。
- ・マイバック運動や、簡易包装化の促進、使い捨て商品の自粛などの方策について市民・事業者との協議の上検討を進めます。
- ・トレイ・紙パック等の資源回収事業(店頭回収)の協力に努めるよう啓発します。

(3) 廃棄物適正処理の推進

- ・クリーンルセンターにおいて、引き続き安全で衛生的なごみ処理を進めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。
- ・燃やさないごみ・粗大ごみの金属類の回収・資源化の推進に努めます。
- ・クリーンルセンターの施設管理受託業者に対する指導、改善提案の促進に努めます。
- ・事業系ごみの搬入時の監視体制の充実に努めます。

(4) グリーン購入の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策

- ・事業者グリーン購入の促進、製造・販売過程で発生した廃棄物の分別・再資源化の徹底、ばら売りの推進、過剰包装の抑制等を指導し、事業活動における廃棄物の減量化を図ります。
- ・環境美化意識の高揚を図るための啓発活動を積極的に推進します。
- ・不法投棄禁止の看板設置や不法投棄の未然防止のため、関係機関と連携を図ります。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集に必要な機材等の確保、選別するための処理施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

表7－1 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶・びん
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	
主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器	ペットボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

表8－1

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(単位：[t])

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	76		75		74		73		72	
主としてアルミ製の容器	128		126		124		122		120	
無色のガラス製容器	(合計) 98		(合計) 97		(合計) 96		(合計) 95		(合計) 94	
	(引渡量) 98	(独自処理量) 0	(引渡量) 97	(独自処理量) 0	(引渡量) 96	(独自処理量) 0	(引渡量) 95	(独自処理量) 0	(引渡量) 94	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 138		(合計) 136		(合計) 134		(合計) 132		(合計) 130	
	(引渡量) 138	(独自処理量) 0	(引渡量) 136	(独自処理量) 0	(引渡量) 134	(独自処理量) 0	(引渡量) 132	(独自処理量) 0	(引渡量) 130	(独自処理量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 56		(合計) 55		(合計) 54		(合計) 53		(合計) 52	
	(引渡量) 56	(独自処理量) 0	(引渡量) 55	(独自処理量) 0	(引渡量) 54	(独自処理量) 0	(引渡量) 53	(独自処理量) 0	(引渡量) 52	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）	—		—		—		—		—	

主として段ボール製の容器	—		—		—		—		—	
主として紙製の容器包装（主としてダンボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主としてダンボール製のものを除く。）を除く。）	—		—		—		—		—	
主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器	(合計) 127		(合計) 125		(合計) 123		(合計) 121		(合計) 119	
	(引渡) 127	(独自処理) 0	(引渡) 125	(独自処理) 0	(引渡) 123	(独自処理) 0	(引渡) 121	(独自処理) 0	(引渡) 119	(独自処理) 0
主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）	—		—		—		—		—	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込量については、令和3年度の特定分別基準適合物等の実績量に人口変動率を乗じて算定した。

なお、令和5年度以降の人口については、国立社会保障人口問題研究所による人口推計から、令和5年度及び令和10年度の人口を引用し、その間の年度について、平均増減率を用いて算出した。

表9-1 人口推計

	R5	R6	R7	R8	R9
人口（人）	44,290	43,637	42,994	42,361	41,737
対前年度比（％）	98.4927	98.5266	98.5266	98.5266	98.5266

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号関係）

収集体制は、現行の収集体制を継続し、以下のとおり実施する。

また、町内会及び市民団体が取組む資源回収事業を奨励するため、平成12年4月1日から「資源回収団体奨励金支給制度」を設け、回収量に応じて奨励金を支給し、回収意欲の向上に努めてきた。今後も本事業の推進に努める。

表10-1 分別収集の実施主体

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収 集 に 係 る 分 別 区 分	収 集 ・ 運 搬 段 階	選 別 ・ 保 管 等 段 階
スチール製容器	資源ごみ（市）	・ 委託業者による指定日回収 ・ 町内会等による集団回収 ・ 量販店等による店頭回収 ・ 民間業者による個別回収	市 民間業者 民間業者 民間業者
アルミ製容器	金属類（民）		
無色のガラス製容器	資源ごみ（市） びん類（民）		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック（民）	・ 町内会等による集団回収	民間業者

段ボール製容器	段ボール（民）	- 量販店等による店頭回収 - 民間業者による個別回収	民間業者
その他の紙製容器包装	その他の紙類（民）		
ペットボトル	資源ごみ（市）	委託業者による指定日回収	市
白色トレイ	トレイ（民）	量販店等による店頭回収	民間業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号関係）

リサイクルプラザ及びストックヤードで選別、圧縮及び保管を行う。

表 1 1 - 1 分別収集の区分

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・排出 方 法	収集車	中 間 処 理
スチール製容器 アルミ製容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	資源ごみ （缶・びん混合）	- 透明または半透明袋で排出 - ごみステーションによる回収	平ボディ車	リサイクルプラザ（選別・圧縮・保管施設）
ペットボトル	資源ごみ （ペットボトル）			

表 1 1 - 2 容器包装廃棄物の中間処理施設（リサイクルプラザ）概要等

施設の種類	容器包装 廃棄物の種類	施設等の仕様 (形状、形式、 能力、数量等)	管理 主体等	備 考
1 選別圧縮設備	缶・びん	・ 受入ホッパー ・ 受入コンベア ・ 磁選機 ・ 手選別コンベア ・ 金属圧縮機 (処理能力：11 t / 5 h・日)	市	平成12年 4月1日 から稼働
2 圧縮減容器	ペットボトル	・ 受入ホッパー ・ 受入コンベア ・ 圧縮減容器 (処理能力：0.6 t / 5 h・日)		
3 ストックヤード	缶	形式：屋内ストックヤード スチール 75 m ³ アルミ 37 m ³		
	びん	形式：屋内ストックヤード 無色 106 m ³ 茶色 106 m ³ その他 53 m ³		
	ペットボトル	形式：屋内ストックヤード 270 m ³		

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進め、登別市分別収集計画が実効あるものとするため、登別市環境保全市民会議や登別市衛生団体連合会等の組織との連携を図り、循環型社会の形成の促進に努める。